

総務文教委員会

平成23年3月10日(木)

## 総務文教委員会

日 時 平成23年3月10日（木）午前10時00分開会—午後2時40分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、豊国副委員長、中原、和田、谷本、辻下（正）、竹内  
辻下（文）副議長、反保監査委員

欠席委員 なし

欠 員 1名

傍聴議員 鍛冶、奥野、出口、小川

出席理事者 田代町長、田中教育長、中口総務部長、中村総務部理事兼特命対策課担当理事、  
笠間企画部長、白井総括理事、古谷教育委員会事務局教育次長、  
谷下企画部理事兼人権推進課長、  
一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長、  
亀崎総務部危機管理監兼危機管理課長、淵原会計管理者兼理事、  
古橋特命対策課長（行政改革兼収納対策担当）、西特命対策課長（企業誘致担当）、  
中田総務部総務課長、四至本総務部財政課長、萬谷総務部税務課長、  
保井企画部秘書人事課長、早野企画部企画政策課長、  
岸本教育委員会事務局学校教育課長兼学校給食共同調理場所長、  
嶋坂教育委員会事務局指導課長、竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長、  
阪本特命対策課長代理（収納対策担当）、天野総務部総務課長代理兼法制文書係長、  
相馬総務部財政課長代理、竹原総務部税務課長代理、市川淡輪幼稚園長、  
山路教育委員会事務局指導課参事

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名全員出席です。

理事者につきましては全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしました。

これより総務文教委員会を開きます。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催しますのでよろしくお願ひします。

3月2日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案10件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者につきましては、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いいたします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第4号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

四至本総務部財政課長 それでは、平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）について、説明いたします。

資料1ページをごらんください。

歳入でございます。

9 地方特例交付金、1 地方特例交付税、地方特例交付税といたしまして118万5,000円を減額補正するものでございます。これにつきましては、交付金の決定に伴うものでございます。

10 地方交付税、1 地方交付税、地方交付税、予算としましては3,658万3,000円を補正いたします。

内容といたしましては、地方交付税の追加交付が決定されましたもの2,034万8,000円、それと既に交付決定されております留保分の財源としてまして1,623万5,000円を合わせたものを今回補正するものでございます。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 続きまして、14 国庫支出金、2 国庫補助金、中学校補助金

として600万の増額補正でございます。

内容につきましては、きめ細かな交付金を活用いたしまして、中学校の中庭広場を改修するものでございます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 次に、保健体育補助金として109万円の増額補正です。

これは、保健体育施設の改修事業に充てるきめ細かな交付金です。

事業の内容につきましては、歳出で説明いたします。

次に、教育総務費補助金として881万2,000円の増額補正です。

これは、図書管理ネットワーク構築事業に充てる住民生活に光をそそぐ交付金です。

事業の内容については、歳出のほうで説明いたします。

早野企画部企画政策課長 6総務費国庫補助金、総務管理費補助金といたしまして100万を増額補正するものです。

内容につきましては、住民生活に光をそそぐ交付金の一部を企画費の住民情報システム事業に充当するものです。

なお、住民情報システムの詳細については、歳出でご説明いたします。

15府支出金、3委託金、1総務費委託金、総務管理費といたしまして2,524万8,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、地方分権推進制度による権限委譲特別交付金、初期的経費、事務費に係る交付金の内示に伴いまして、一般管理費人件費2,494万円、地域情報化推進事業28万7,000円、障害者福祉2万1,020円とするものです。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 17寄附金、1寄附金、小学校寄附金といたしまして10万円の増額補正でございます。

内容につきましては、国際ボランティアの会「夢クラブ」さんから淡輪小学校への指定寄附をいただいたものでございます。

四至本総務部財政課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金としまして2億552万円を減額補正するものでございます。

内容につきましては、本予算に伴います財源調整でございます。

保井企画部秘書人事課長 20諸収入、雑入、雑入、3,080万9,000円を補正するものです。

内容といたしましては、大阪府市町村職員互助会分配金2,242万6,000円と大

阪府町村長会財政調整基金返還金838万3,000円でございます。

大阪府市町村職員互助会分配金につきましては、茨木市における互助会に対する住民訴訟が、9月に最高裁判所で決定がなされました。互助会から補助金の分配を受けるものでございます。

また、大阪府町村長会財政調整基金につきましては、平成23年4月から町村長会、町村議長会、市町村振興協会の事務局を統合することから返還を受けるものでございます。

四至本総務部財政課長 21町債、1町債、臨時財政対策債としまして、1億3,751万4,000円を補正するものでございます。

これにつきましては、臨時財政対策債を発行可能額まで発行することに伴うものでございます。

以上、当委員会付託分としまして4,045万1,000円でございます。

保井企画部秘書人事課長 歳出でございます。

3ページをごらんください。

総務費、総務管理費、一般管理費人件費（一般職退職手当）1,823万6,000円を補正するものです。

内容といたしましては、一般職退職手当1人分でございます。

2総務費、1一般管理費、一般管理費人件費（一般職退職手当以外）でございますが、補正予算額はゼロ円ですが、財源更正をするものです。

内容といたしましては、移譲事務交付金充当に伴い府支出金を2,494万円を増額し、一般財源で2,494万円を減じる財源更正でございます。

中田総務部総務課長 次に、4財産管理費、庁舎維持補修費の修繕料といたしまして、内装建具及び撤去に62万5,000円並びに機械器具費の72万円、合わせまして134万5,000円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、平成23年度より都市整備部のさらなる事務処理の円滑化並びにより迅速な業務遂行に当たり、事業系部門の執務室の環境整備を図りたく、本庁舎及び水道庁舎に分散しています執務室の統合を予定しております。統合先につきましては、本庁舎1階会議室と教育委員会事務局としており、統合によります執務室の修繕を予定する中で、1階会議室には職員厚生会事務所も併設しているところから、本事務所の移動先といたしまして住民活動センター内を予定しており、本センター1室の修繕の必要があり、内装、建具及び撤去並びにエアコンの設置に係る経費の増額補正を行うものでございます。

また、上下水道課のうち本庁舎への移動は下水道関係とし、上水道関係につきましては引き続き水道庁舎となりますが、事務処理に係ります関連機器等の都合上、2階が執務室となります。

なお、職員厚生会とは移動に係る協議を行いまして、合意をいただいているところでございます。

早野企画部企画政策課長 7企画費、住民情報システム事業といたしまして105万円を増額補正するものです。

内容につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護支援策の一つとして、現在、住民生活課で対応しています住民票などの交付制限機能を、住民情報システムを利用している関係各課においても同様の機能を活用できるように改正するものです。

次に、地域情報化推進事業ですが、歳入でご説明いたしました移譲事務交付金充当に伴い一般財源の減額を行い、府支出金の増額を行う財源更正です。

西特命対策課長（企業誘致担当） 続きまして、関西国際空港関連経費といたしまして33万7,000円の減額補正を行うものでございます。

内容につきましては、岬町多奈川地区整備促進協議会負担金を減額するものでございます。岬町多奈川地区整備促進協議会につきましては、土砂採取跡地の整備を進めるために平成8年に大阪府と岬町で設立した協議会ですが、22年度につきましては、一部事業の見直しとともに繰越金を協議会事業の財源として充当することとし、今年の負担金については、大阪府、岬町ともに徴しないことと決定したことから、減額補正を行うものでございます。

亀崎総務部危機管理監兼危機管理課長 続きまして、9消防費、1消防費、消防総務費で臨時経費といたしまして補正予算額が126万円でございます。

内容といたしましては、本年度末に2名の団員が退団することによります退職報償金の増額補正をお願いするものでございます。

同じく消防総務費で経常経費分といたしまして、補正予算額が663万円でございます。

内容といたしましては、阪南岬消防組合の職員の退職手当、それと合わせて本部庁舎と岬消防署それぞれの施設修繕費が合わせて2,103万円でございますが、そのうち構成市町の本町の負担分約33%である663万円の増額補正をお願いするものでございます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 10教育費、1教育総務費、2事務局費のう



ようなことが可能になり、利便性や効率性がアップしますので、読書や図書に関する活動が活発になるということが期待できると考えております。

なお、図書購入費につきましては、各学校、施設と調整のうえ分配する予定としております。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 2、小学校費、小学校教材費として10万円の増額補正でございます。

内容につきましては、歳入でご説明いたしました寄附金を活用いたしまして、淡輪小学校の校用備品としてノートパソコンを購入する予定でございます。

続きまして、3、中学校費、中学校改修費として635万9,000円の増額補正でございます。

内容につきましても、歳入のほうでご説明いたしました交付金を活用いたしまして、中学校の中庭広場、面積は約780平米でございます。その改修費用585万9,000円とこれに伴う設計業務委託料50万円を計上するものでございます。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 6保健体育費、1保健体育総務費のうち保健体育施設改修事業として、きめ細かな交付金を活用して109万円を増額補正するものです。

内容は、運動広場の改修工事費で改修箇所は2カ所ございます。

一つは、淡輪青少年運動広場の地盤沈下への対応として、広場北側の沈下部分をコンクリートで補強のうえ、土を補充し地盤沈下に伴うネットフェンスの傾きの修正と傾斜防止用の支え柱を設置するものです。工事費は69万3,000円です。

二つ目は、灰吹池運動広場のトイレを公共下水道に接続するために必要な便器の取りかえ、配管工事、便槽の埋め戻しなどの改修を行うものです。工事費は39万7,000円です。

以上、本委員会に付託された平成22年度一般会計補正予算の歳出合計は4,454万5,000円の増額補正となっております。

早野企画部企画政策課長 続きまして、繰越明許費といたしまして、先ほど歳出でご説明いたしました住民情報システム改修事業105万円を補正するものです。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 次に、図書管理ネットワーク構築事業として881万2,000円です。

次に、運動広場改修事業として109万円の繰越でございます。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 中学校改修事業635万9,000円の繰越明許費として計上するものでございます。

四至本総務部財政課長 地方債補正変更といたしまして、先ほど歳入で説明いたしました臨時財政対策債の発行限度額を3億1,050万円から4億4,801万4,000円に変更するものでございます。

川端委員長 ありがとうございます。では、委員の皆さん質疑ございませんか。

谷本委員 先ほど聞き逃しましたので、ちょっとわからないところがあるんですけど。

2ページの歳入のところ、財政調整基金繰入金というのは、2億500万円返してまして、その調整を1億3,700万円これやってる。これはこの財政調整基金のほうで使えば、町債を発行せんでもいいのと違うのかということですけども。ここら辺もうちょっと詳しく説明してほしいんです。

四至本総務部財政課長 臨時財政対策債というものは、地方交付税におきまして要は措置されるものです。財源不足という形で国と地方は折半するという形になっておりまして、この分につきましては地方交付税で元金利息についても後の交付税のほうで償還のほうで補償されるということになってます。ですので、これを発行することによって町としては負担がふえるというものではありませんし、実質公債費比率にも反映するものではないということになっておりますので、財源として今回取り入れると、そうなりますとこの歳入の財源を調整するというところにつきましては、今、財源調整機能を持っております財政調整基金繰入金のほうで調整してるというものでございます。

川端委員長 谷本委員、よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さん質疑ございませんか。

辻下(正)委員 企画費の中で関西国際空港関連経費、これは岬町多奈川地区促進協議会負担金、これは平成8年に立ち上げてるわね。8年から今まで会議は何回あったのか教えてほしい。それとこの図書管理ネットワークの構築事業で教えてほしいんやけども、ルータ、クライアント、サーバ外というのはどういうものであるのかを教えてほしいんです。2点だけお願いします。

川端委員長 2点について答弁をお願いします。

西特命対策課長(企業誘致担当) まず1点目の多奈川地区整備促進協議会の開催回数というご質問の件でございますが、今手元に平成8年からの開催回数の数字は持っておりませんが、21年度につきましては幹事会を4回、協議会を3回開催しております。ただし、幹事会

4回のうち1回は持ち回り、協議会3回すべて持ち回りという形での開催となっております。

この協議会につきましては、大阪府知事を会長に、副会長として大阪府副知事、岬町長、委員には大阪府、岬町の各部長で構成する組織となっております。一堂に会して協議会を開催するということはなかなか難しい状況でございます。協議会には課長級で構成する幹事会を設けておりまして、幹事会の中で案件の検討を行い、書面議決という方法ではございますが、協議会の議決を得ているという状況となっております。

辻下（正）委員 何かややこしいので、どういうものであるのか後で聞かせてください。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 図書管理ネットワークの機械器具についてでございます。

まず、ルータといいますのはコンピューターとコンピューターをつなぐ、接続する通信機器ということでございます。

それから、クライアントにつきましては、パソコンそれからプリンターなどの実際操作をする側の機器でございます。

それから、サーバというのは、実際にデータを処理してパソコンなりに送るといふ、本体的な役割をする機器ということでございます。

辻下（正）委員 この多奈川地区整備促進協議会で平成21年度で幹事会とか協議会とか何回か開いたという話ですけども、その報告は議会にあったのかな。なかったと思うんですけど、その点どうですか。

西特命対策課長（企業誘致担当） 協議会の開催内容等の報告というのは、特に委員会ではさせていただきますが、例えば進出候補事業者の募集とか進出候補事業者の決定、これらについてはすべて協議会の議決を経て決定いたしており、募集要項の内容それから協議会での意見等については空港対策委員会でご報告はさせていただきます。

辻下（正）委員 はい、ありがとう。

谷本委員 歳出の3ページの財産管理庁舎維持補修費というところ134万5,000円出てますけども、これは事務分掌改正に関係するところの修繕料とかそういうことですか。

中口総務部長 今回、庁舎管理ということで補正予算として134万5,000円を計上いたしております。また、後で審議される当初予算でも一部金額として計上させてもらっております。

私のほうから少し大綱的、ちょっとその予算の必要性とかその辺を説明したいと思いま

す。

一般の必要性については、事務事業の充実と業務執行の環境改善にあります。谷本委員のご指摘の移動に伴うものなのかということでございますが、今回特に、防災機能の充実ということがございます。きのうも宮城県で震度5弱の地震があったところでございますが、近い将来30年以内には発生が懸念されております東南海・南海地震もまた集中豪雨と異常気象によりまして災害対策本部を設置することがございます。委員の皆様もご存じのとおり、現在1階の奥の旧食堂で対策本部を設けておるところでございます。このたびの本会議場でも答弁いたしましたように、本庁舎は昭和40年に建設されておりました、約50年たっております。耐震化の検討も実際なされてないという状況がございます。この庁舎を改修するには、多額の費用が要します。それよりも現在、学校庁舎関係、学校関係の耐震化を手がけておるところございまして、実際この庁舎を改修するとなれば、その後の後、ちょっと先が見えない、その現実の話がございます。

そこで、かねてより懸案となっておりました災害対策本部を設置する場合、この本庁舎よりも、敷地内ですけれども堅牢な建物として水道庁舎の1階を会議室にしまして、それを本部にしたいというところがございます。もちろん日々災害対策本部の設置を願っておるものでは決してございませんけれども、そういうことで、まず災害対策本部の設置する場所を、そこに確定していきたいというのがございます。

それと、先ほど中田総務課長のほうから説明させてもらったように、都市整備部の充実がございます。現在、部としてあるんですけれども、事業、産業、下水と住民さんが道路のことで要望しに役場のほうへ来ても、「側溝のことだったら下水ですよ。」と言って住民さんにちょっと不便をかけているところがございます。

そういうことから、都市整備部をできればワンフロア化できないかということで、また外の現場が多いものですから、現場にすぐに出向けるという状況もあることから、今回、こういうことを検討してきたところでございまして。

以上の主な内容で、今回大きくその位置づけをしたいなというように考えております。その辺の影響によって教育委員会とか職員組合には大変申しわけないところがございますけれども、以上の流れから庁舎管理担当として改修したいという状況でございます。

今回、必要最小限度にとどめておるところでございますけれども、今後、職場環境改善に対しまして、ご指摘ご意見等ありましたら伺っていきたく考えていますのでよろしくお願いたします。

谷本委員 今、総務部長がいろいろと説明してくれてましたけども、私の聞きたいのは、今回の事務分掌の改正について、これが関係してくるのかということさえ聞かせてもらえたら、この後の議案22号の事務分掌条例の一部改正する件のところで、何のために改正するのか詳しく説明をしてほしいと思ってたんです。今言ってる修繕費については、それも関係してくるのかどうかということを知りたいんですが、関係してきますね。

中口総務部長 そしたらお手元の資料番号4番でございますが、その内訳等々について詳細に説明させていただきます。若干先ほど言いましたように、補正予算と当初予算があるんですけども、関連がございますので合わせてこの機会に、その内訳の説明をさせていただきます。

中田総務部総務課長 それでは資料番号4のほうをごらんをいただきたいと思います。

まず、今回の執務室の移動に係ります臨時経費といたしまして、本3月補正予算のほうで計上させていただいております。

財産管理費のうち庁舎維持補修費に係る経費といたしまして、修繕料が62万5,000円、機械器具費が72万円でございます。合わせまして134万5,000円となります。

また、この後ご審議していただきます平成23年度当初予算の中でも同様に財産管理費のうち庁舎維持補修費に係る経費でございます。こちらのほうで修繕料といたしまして47万2,500円、こちらは、1階会議室及び教育長室のパーティションを解体し、また再設置するものでございます。あと63万円が移動に伴います内線電話等の移設に係る経費でございます。合計110万とび2,500円でございます。続きまして、庁用器具費46万9,000円でございますが、こちらは水道庁舎が会議室用の机、いすの購入の経費でございます。合わせまして157万1,500円となります。

また、庁舎維持補修費に係るこちらは臨時の経費でございます。これは23年度当初予算のほうで計上をしております、財産管理費のうち庁舎維持補修費に係る経費といたしまして修繕料133万5,863円、こちらは本庁舎の消防設備、点検の指摘箇所の修繕でございます。あと11万7,180円こちらは電話交換機のバッテリー交換、あと78万7,500円こちらは第二委員会室の床の張りかえでございます。12万6,000円は町長室の前室の床の張りかえ、あと34万5,240円こちらは本庁舎1階の男子便所の配管の修繕でございます。合計が271万1,783円となります。あと庁用器具費でございますが23万1,000円こちらは二国延伸に係ります啓発用の看板でございます。合計が294万2,783円となります。

あと修繕料といたしまして平成23年度の予算の中では381万4,283円と庁用器具費の70万円となります。

あと23年度当初予算の抜粋でございますけれども、こちらはまたご審議していただきます内容でございますが、38ページをご参照願いたいと思います。

こちらで申しますと、総務費、総務管理費、財産管理費のうちの、需用費・費修繕料が712万4,000円でございます。こちらが5番7番8番という番号を振っておりますけれども、5番のほうは、先ほどご説明いたしました修繕料の381万4,283円、あと7番8番につきましては、欄下でございますように、財産管理費の修繕料に係る経常経費でございます。こちらが249万3,300円、あと同じように修繕時に係る臨時経費が含まれておまして81万2,805円、その合計額となります。合計いたしますと712万4,000円と合いませんが、こちらのほうは各執行する事業の科目が違いまして、歳出につきましては100円未満を切り上げるということになるため712万4,000円との差異が生じるものでございます。

谷本委員 事務分掌のところでまた細かいところは聞かせていただきますが、1点だけ、きのう厚生委員会を傍聴させてもらった中でもこういう話が出てましたけれども、この歳出の4ページの運動広場改修工事109万円とありますが、1カ所だけの補修とか修繕だったらこの書き方でいいけども、青少年グラウンドと深日の灰吹グラウンドの2カ所あるので、備考欄に青少年グラウンドの補修にいくらいると、深日の灰吹グラウンドに幾らいるというように、もうちょっと親切に書いてくれたらすぐわかるんですけども、私のほうから運動広場を修理してくれと要望を出していたので、こういう書き方やったら「出てきたな。これだけ予算とってしてくれてるんやな。」と、全額が青少年グラウンドの補修費になってしまうわけです。だから、今後はもう少し親切に細かく書いてほしいと思います。要望しておきます。

川端委員長 谷本委員もうよろしいですか。

谷本委員 はい、いいです。

川端委員長 ほかの委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員 中学校の改修工事について、中庭広場の改修という説明でありましたけれども、もう少し詳細をお示しいただきたいと思います。

それから、図書管理ネットワークの構築事業についてですけれども、ようやくコンピューターで一元管理できる状況が少しずつ進んでくるということで、非常に効率が図られて

いいことだと思うんですけれども、ネットワーク図のあのイメージ図を資料でご提供いただいて、この中にピアツァ5が入っていないんですけれども、あそこは蔵書と呼ぶのかよくわかりませんが、一部に書籍を置いている部屋があったと思うんですね。あそこは、このネットワークの中に入れないというお考えなのか、どういうふうにピアツァ5の書籍については使うお考えかをお聞きしておきたいというのが1点と、それから、こういった機械類はどうしても壊れてきますので、更新が必要になるかと思いますが、その更新や維持管理に必要な予算についても今後予定されているのか、何年か先のことになるかは思うんですが、維持管理に必要な経費についての予定もきちんとお考えなのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思えます。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 中学の改修事業についてご説明申し上げます。

この中学校の中庭については、平成9年3月築13年でございます。中庭のコートが2つありまして、一つは広いほうで576平米と、狭いほうで約200平米と合わせて約780平米という面積になっております。活用については、子どもさんが、昼休みとクラブ活動でバスケット及びテニスとかを楽しんでいるという状況でございます。今の現状については、表面上のゴムチップが捲れて非常に危険な状態になっておりますので、これを除きまして全面改修したいと考えております。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 図書管理ネットワークの更新それから維持管理経費についてでございます。それから先にピアツァ5の件でございますが、今回この図書管理ネットワークの中にはピアツァ5のほうは含めてはおりません。

それから、更新についてなんですが、今回、機器等については買い取りというようにしております。

それから、維持管理経費につきましても、23年度予算のほうでは計上はいたしておりません。その辺また、システムの状況とかを見て、その予算計上なりは考えていきたいというふうに思っております。

中原委員 図書管理ネットワークのことももう少しお聞きしたいと思いますけれども、ピアツァ5は含めないということではありますが、何か特段の理由があるのであればお聞かせいただきたいということと、もう1点機器の更新のことですけれども、数年先になろうかと思えますけれども、傷みが出てきて使いにくいとか、あとこういった機械器具類は進歩も非常に早いので、使いづらくなったり實際上ソフトの関係で使えなくなったりということがよくあると思えますので、これは今後、今のところ計画まではできない状況だと思いま

すけれども、必要に応じて更新についての計画も立てていただきたい。そのために必要な予算もしっかりと組んでいただきたいと、これは要望にとどめておきたいと思います。

古谷教育委員会事務局教育次長 ピアツツァ5の図書、確かにあることは承知しております、ただコミックが中心であったかなというふうに考えております。

今回の図書管理ネットワークの構想には入れておりませんが、また住民福祉部なり指定管理者のほうとも相談して、コミックも貸し出しシステムで管理していけるのかどうか、その辺はまた協議をしていきたいと考えております。

また、ご要望ありました維持管理、これは当然委員ご指摘のとおり機械ものでございますので、数年先に壊れるかあるいは10年先に使えなくなるか、この辺はコンピューターでございますので、更新の時期が来る、あるいは故障が生じれば必要な財源は確保する必要があるかなというふうに考えておるところでございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。では他の委員の皆さん。

はい、竹内委員どうぞ。

竹内委員 まず、小学校管理費の中の10万円。これは多分ノートパソコン1台分と思うんですけども、各小学校にどれぐらいのパソコンが今現在配置されてるのかというのが1点と、先ほど谷本委員が言われてた庁舎維持管理費修繕について、これは今度の4月の人事異動とかいわゆる事務分掌の分にかかわっての修繕、パーティションを取り除いたりするとうふうなものに連動してるのかどうかということをお聞かせください。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 今回のパソコンに寄附金を充当いたしましてのパソコンについては1台を考えております。

各小学校のパソコンの台数でございますが、パソコン教室には子ども用として、40台ずつ入っております。事務用としては、ちょっと把握してないですけども、各校3台ずつぐらい配置しております。

中田総務部総務課長 先ほど人事異動との影響があるかということでございますが、人事異動の関係はございません。

川端委員長 竹内委員、よろしいですか。

竹内委員 はい、ありがとうございます。

川端委員長 他の委員の皆さん、はい、中原委員どうぞ。

中原委員 先ほどお聞きした図書管理ネットワークのことについてですけど、ほかにも町内に図書があるところがあったのを思い出しまして、というのは各保育所だとか幼稚園だとかあ

と子育て支援センター、保健センターにも、子どもを中心にした絵本が多いですけれども、蔵書としてあるわけですので、今回、アップル館システム導入ということがありますから、絵本等についても一元管理できるようになれば非常に有効に活用できるのかなと思いますので、またそのことも今後ご検討いただけたらなと思います。

古谷教育委員会事務局教育次長 今回の図書管理ネットワークの整備に当たりまして、国のきめ細かな交付金という財源を活用して、比較的規模の大きい貸し出しをしているところを中心にネットワーク化を進めるということで着手するというので、ご理解をいただきたいなと考えております。

また読書活動の推進等につきましては、委員ご指摘のとおり、当方も保育所の先生方また子育て支援センターの方とも打ち合わせを進めてきたところでございます。一度にすべてネットワークを構築して整備するというのは、なかなか財政的にも困難でございますので、今後の課題として受けとめさせていただきたいというふうに考えます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

他の委員の皆さん、はい、副委員長どうぞ。

豊国副委員長 2ページのところで、町債として補正で1億3,700万円上がってるんですけども、これを上げて補正のトータルが4億4,800万円。これに関連して4ページの補正後の限度額4億4,800万円、こういうふうに記載されてるんですが、限度額というのは決められてるのでしょうか。

また、町債発行をする権限は恐らく最終は町長にあるかと思いますが、不足すれば町債を発行しようというような決定の仕方をされるのか、その辺お聞きしたいんです。

四至本総務部財政課長 先ほどのまず、限度額の件ですけれども、これにつきましては地方交付税を計算するうえで、国のほうからこの臨時財政対策債の発行できる限度額というのが自動的に計算されるようになっております。それに基づいて、発行限度額というのが決まってくるということになりますので、これが一応日本全国統一してですね、ある一定の基準で発行する限度額が決まってくるという形になってきますので、この限度額自体は、町が独自に決めるものではないという形で、既に国の施策上決まってくるというものでございます。

それと、地方債を常に発行するかという形になるんですけども、この臨時財政対策債というものは、地方財政対策の中で今後、地方がどのぐらいの財源を必要とするのかというのを当然先ほど言いました地方交付税の中で決めてくるという形になりますので、その辺

に基づくものですので、どこの市町村も恐らく相当黒字でない限り、これについては財源、後ほどの地方交付税のほうで元利がすべて補償されるという形になってますので、発行されるというのが通常ではないかというふうに考えてます。

豊国副委員長 そうしますと、国のほうで決めてくるということで、町独自ではこの限度額は決められないと、こういう解釈でよろしいですか。

川端委員長 はい、よろしいですか。

では、もう皆さん質疑。はい、竹内委員、どうぞ。

竹内委員 庁舎維持管理の件なんですけれども、この修繕費とかこういう配置図をもらってるんですけども、これに伴って4月から現行に移すというふうな計画について、いろいろとあると思うんですけども、たとえば、エアコンとか早いこと発注しないと間に合わないと思うんですけども、その発注とかはまさかしてないでしょうね。その辺のところどうですか。

中口総務部長 竹内委員の質問でございますが、当然予算が通過しない限り発注はいたしておりません。

竹内委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

川端委員長 よろしいですか。では委員の皆さん、質疑終わってよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 討論ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号「平成22年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

お諮りいたします。

暫時休憩したいと思いますがお異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では暫時休憩したいと思います。

再開は、11時5分です。

(10時55分 休憩)

(11時 5分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

議案第7号「平成23年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページから9ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員 委員会資料の7ページの府支出金のところでお聞きしたいと思います。

節1の総務管理費補助金の中で、総合相談事業交付金というのがありますけれども、人権推進課に入っている分と、それから企画政策課に入っている分とあるんですけれども、これは人権に入っているほうは人権相談に充当し、企画のほうは法律相談に充当すると理解したらいいのか確認したいと思います。

それから、総合相談事業交付金の下の緊急雇用創出事業交付金についてですが、今年度については、草刈りなどを行っていただく人を雇うというようなことで賄っていたかなあと思うんですが、来年度においてはこういった事業に充当されるのかお聞きしておきたいと思います。

谷下企画部理事兼人権推進課長 相談事業は、平成14年度からスタートいたしまして、当初、大阪府の補助事業で実施してまいりましたけれども、20年度からは大阪府の財政再建プログラムにおいて、相談4事業を統合し、総合相談事業として交付金化されまして、平成21年11月に生活上のさまざまな課題や住民ニーズを発見し対応するための相談として、法律相談が該当するという見解が示されました関係上、交付金の対象の中に法律相談事業分も加えております。

早野企画部企画政策課長 2点目の緊急雇用の今年度23年度の予算について、雇用の予定としま

しては、環境分野で2名、企画分野、ホームページの改正に1名、交流人材育成分野に2名で計5名となっております。中原委員が、ご質問の中で草刈り等々の話がありましたけれども、今回も環境分野の2人にその作業をしていただく予定をしております。

中原委員 相談事業についてですけれども、府の政策の転換があって、相談事業についての交付の仕方が変わったというか、そういったことは以前もお聞きしていたんですけれども、町のほうはどういう体制になるのかなという疑問がありまして、法律相談も該当するというのを今、おっしゃいましたけれども、単純にお答えいただいたらいいんですが、人権推進課と企画政策課に分かれて交付されてるそれぞれのお金は、町で行われてる何相談に充当するのかということをお聞きしたいんです。

それから、緊急雇用創出事業交付金についてですが、今年度行われていることを継続するということになるのかなと、先ほどの答弁では受けとめたんですけれども、そういう理解でいいんでしょうか。

谷下企画部理事兼人権推進課長 総合相談事業の交付先ですけれども、現在岬町の場合、人権推進課で実施しております人権相談事業、それから産業振興課で実施しております地域就労支援事業、それと企画政策で実施しております法律相談に配分をさせていただいてるところでございます。

早野企画部企画政策課長 緊急雇用の創出事業でございますが、毎年同じ作業と同じ事業名で交付を受けることができないわけですが、作業内容としては環境分野で2名を雇用し、内容といたしましては草刈り、溝掃除等々の内容で作業をしていただく予定としております。

中原委員 相談事業の充当先なんですけれど、今三種類の相談の項目というか事業名をおっしゃいましたけれど、産業振興課の担当する地域就労相談というのは、人権のほうで計上されてる交付金がそこにも入ることになるのでしょうか。

今、三種類の事業内容をおっしゃいましたよね。それで私これ見たら、2種類しか交付金書いてないんだけど、それはどういうふうにとらえたらいいのか、どの事業に何ぼ、どの事業にどっちのやつがあたるのかなというのがちょっとわからなくて、そこをお聞きしたいんです。

それから、緊急雇用創出事業についてはいろんな分野で雇用にもつながりますし、数は少ないとはいえ雇用にもつながりますし、あと溝掃除、草刈りというふうなこともやっていたらいいと、引き続きやっていただくということを今お聞きしましたけれども、役場の正職員の方がそういうことを直接出向いて行って、草刈りとかいろんなことも、今もさ

れてると思うんですけども、そのことをちょっとでもこういった方で、賄っていただけてるということで、本来の仕事ではないとはいわないんですけど、ご自身の仕事に専念していただく条件もつくれるという取り組みだというふうに、私は考えてますので、これは積極的に活用していただいて運用していただきたいなというふうに思います。

ですので、相談事業のことだけでもう少しお聞きしたいと思うんですが。

川端委員長 そしたらその相談事業のことについての答弁をお願いします。

谷下企画部理事兼人権推進課長 先ほどのどういうふうに配分されているかということなんですけれども、大阪府総合相談交付金事業といいますのは、一本で申請を行っております。取りまとめ課を大阪府に報告いたしまして、人権推進課が現在その総合取りまとめの課という形で届け出をしております。それで、先ほど申しあげました三事業の実績を報告させていただき、その実績に見あった交付金が一本で入ってくるところでございます。

そこで、予算書をお持ちだと思うんですけども、予算書の24ページの下段から交付補助金の下の次の25ページの人権推進課総合相談事業交付金、その下に総合相談事業企画政策課の部分がございまして、さらに一番下の4商工費府補助金の中に、総合相談事業交付金という部分できちんと明示させていただいております。

川端委員長 よろしいですか。副委員長どうぞ。

豊国副委員長 2、3点お聞きしたいんですが、まず5ページの町税のほうで、以前にも話あったかと思うんですけども、町民税、固定資産税、軽自動車税もろもろあるんですけども、滞納繰越分ということで、合計すれば約4,400万円程度あるんですが、かなり前からの分だと思うんですけども、いつごろからの分で回収見込みのあるのかなのかというのが一つお聞きしたいんです。

それと、固定資産税の償却資産の3億3,000万円について、私内容はわからないんですけども、これは単年度なのか毎年あるものなのか。その辺をお聞きしたいのと、あともう1点、8ページの款16、財産収入の中で町有地売払収入ということで、3,300万円程度あるんですけども、この物件をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

萬谷総務部税務課長 先ほど委員の滞納額の徴収見込みということなんですが、一応今現在のところ、差し押さえも含めまして昭和54年からございます。回収見込みなんですが、これ今、特命対策の徴収部門と滞納部分に関しては特命の徴収部門、現年部分については担当課、税務課の納税ということで、今現在、徴収に励んでいるところでございます。その見込みがあるのかと言われますと、今のところちょっとはつきり申しあげられないんですが、頑

張るということしか、今の段階では申し上げられません。

もう1点、固定資産税の償却ですが、その年によってちょっとわからないんですが、例えば一つ例に挙げますと、喫茶店ですね、喫茶店を開きまして、たとえお皿一枚、カップそういうものも本来あるんですが、今のところそれ専門の償却調べられるような人材が今現在ございませんし、ございませんからその企業ないし会社の申告に基づいて課税してるというような状況でございます。

中田総務部総務課長 不動産の売り払いの収入でございますが、まず、こちらは9件ございます。

9件のうち先般12月の補正予算の中で、境界確定業務に係る経費を計上いたしております、その物件の小田平地区に2カ所、平野北地区に3カ所、以前住宅用地造成事業のほうで売り払いを実施しております部分の平野地区で4カ所、計9カ所でございます。

豊国副委員長 今のそしたら償却資産のほうは、金額は載ってるけども、ほとんど入る見込みのない金額ですか。

萬谷総務部税務課長 償却に関しましては、約99%に近い額が入ってきております。

豊国副委員長 結構です。

川端委員長 では他の委員の皆さん、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら歳入は終わってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では次に、歳入についての質疑が終わって、次に歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内、所管内訳表を合わせてごらんください。

まず、議会費に入ります。

予算書の33ページ、34ページをごらんください。

辻下局長 先般の本会議におきまして、鍛冶議員のほうから議会費の中の共済費のところ、議員共済組合負担金が増額してることでご質問があり、また資料請求もされておりましたので、本日、皆さんのお手元に資料を配付しておりますので、ご参照ください。

3月7日に皆さんの連絡箱に、今後の年金制度のあり方について配布させていただいたところがございますので、重複するかもわかりませんが再度申し上げます。

まず1ページ目につきましては、去る12月24日に事務連絡で国のほうから、平成23年6月1日をもって制度を廃止するという通達が来ております。内容につきましては、

平成23年度の通常国会に年金制度の廃止に伴う措置を講ずる法案を提出する予定であるということですが、今国会でどういうふうな展開になってくるかは、わかりませんが、6月から廃止するということの計算のもとで算出した3200万程度の金額が増額されているということになっております。

次に、2ページをご参照ください。

財源につきましては、2ページの5行目に「これら地方公共団体が負担すべき額については、毎年度、地方財政計画に計上され、普通交付税の基準財政需要額に算入されることになっています。」と記載されており、交付税で戻ってくるということになります。

次に、4ページをご参照ください。

負担金の算定でございます。全体的な金額の中で、4月と5月が従来どおりの標準報酬月額29万円に対して、議員数を掛けることの負担率16.5%ということで、2カ月分を算出しており、2カ月の合計が129万1,950円ということでございます。あとの10カ月につきましては下段でございます。6月から翌年の3月分までの出し方につきましては、標準報酬月額29万円掛ける4月1日現在の議員数掛けることの負担率が102.9%になり、10ヶ月の合計が3,879万3,300円ということになり、平成23年度総合計が4,008万5,250円ということで、予算計上させていただきました。

以上が、今回、議員共済組合負担金が上がったというところの意味合いでございますので、また後日書類をご参照いただけたらと思います。

川端委員長 では皆さん、議会費についての質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 はい、ないですか。よろしいですか。

議会費の質疑終わってよろしいですか。

(「はい」の声あり)

川端委員長 では続いて、総務費に入ります。

予算書の34ページから49ページをごらんください。

ただし、39ページの目「交通安全対策事業費」44ページ、45ページの項「戸籍住民基本台帳費」は、他の委員会の所管ですので除きます。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

竹内委員 先ほど資料番号4でもらった分と重複するんですけども、38ページの財産管理費の修繕料712万4,000円、この庁舎の中の各部の移転に伴う修繕料と思うんですが、パ

パーティションの解体とか設置、内線電話の移設そういうもろもろの分だと思うんですけども、もう一度だけ説明をお願いします。

中田総務部総務課長 それでは資料番号もう一度4のほうをごらんいただきたいと思います。

あと予算書のほうは、712万4,000円でございます、この内訳の中は、まず經常の庁舎に係る修繕料とかまた臨時に係る分が含まれております。あと經常の中には同じように庁舎維持の補修費また車両の管理費、集会所の管理費、あと車両維持の補修費というのがございます。あと臨時的には、同じように庁舎のほうの維持補修費、また集会所の維持補修費というのがこの中に含まれております。

今回、平成23年度のほうで、執務室の移動に係る分につきましては、まず1階の会議室及び教育長室のパーティションを解体いたしまして、その後2階のほうに再設置を行うための経費といたしまして、47万2,500円でございます。また、その移動に伴います内線電話等の移設の経費が63万円、合計が110万とび2,500円となっております。あと、この庁舎器具費につきましては、備品購入費でございますので、予算書で言いますと39ページの18備品購入費、庁用器具費の70万円に相当いたします。あと23年度のほうで庁舎維持の臨時経費といたしまして上がっておりますように、本庁舎の消防設備等の点検のための指摘箇所がございまして、その辺の修繕経費が133万5,863円、あと電話交換機のバッテリーの交換が11万7,180円、あと第2委員会室こちらのほうの床の張りかえで78万7,500円、あと町長室の前室でございます床の張りかえが12万6,000円、また1階男子便所のほうの配管修繕で34万5,240円、計271万1783円と先ほどの申しあげました110万2,500円を足しますと、修繕料が381万4,283円でございます。

川端委員長 竹内委員、よろしいですか。

では、ほかの委員の皆さんございませんか。

中原委員 予算書の37ページの広報公聴費の中で委託料がありまして、企画政策課の法律相談弁護士委託料とありますけれども、これは先ほど歳入のところでお聞きしていたうちの一つが充当されることになるかと思いますが、相談件数をお聞かせいただきたいと思います。資料お持ちでしたら、平成20年度と平成21年度、年度ごとの相談件数をお聞かせいただけますでしょうか。

早野企画部企画政策課長 平成20年度の数字を今現在持ち合わせておりませんが、平成21年度が110名、平成22年度今年度の利用者見込みが115名となっております。

20年度につきましては後ほどご報告をさせていただきます。

中原委員 ありがとうございます。また20年度については、わかり次第お知らせいただきたいと思いを思います。

引き続きまして、41ページの人権啓発費の中で、13の委託料、人権相談事業委託料というところがありますが、これも先ほどの歳入でおききしていたうちの 하나가 充当されることになるかと思いますが、これについても相談件数をお聞きしたいと思います。わかれば20年度以降の分をお聞かせいただけますでしょうか。

川端委員長 1点でよろしいですか。答弁をお願いします。

谷下企画部理事兼人権推進課長 申しわけございません。20年度につきましては、またご報告させていただきます。

まず、21年度昨年度実績ですが、相談件数、述べ件数で54件ございました。それで実数が24件、内訳といたしましては女性に関する人権問題が2件、高齢者が4件、労働に関する問題が3件、子どもに関する問題が2件、障がい者に関する人権問題が7件、同和問題に関する件が1件、その他として近隣地域内のトラブル等の事案でございますけれども、これが3件となっております。

22年度につきましては、現在4月から12月までの9カ月間で、現在実件数で11件ございます。これにつきましては、高齢者に関する問題が5件ございます。労働者が1件、障がい者が2件、その他近隣関係が3件という内訳になっております。

中原委員 また、20年度の数についても、わかり次第お知らせいただきたいと思いを思います。

質問もう少しよろしいですか。

42ページの負担金補助金及び交付金の前ページからの続きの部分に当たるわけなんです、この中で財団法人大阪府人権協会分担金が、金額が半減ぐらいになってるかなと思わうんですけれども前年度と比べましてね、これについては何か特段の理由があったのか、今、岬町で行っている行財政改革の影響によるものなのかその点をお聞きしておきたいということが1点と、それから今、お聞きしたい項目の2つ下の岬町人権協会補助金がありますけれども、これは今年度から設立された団体ということであったかと思いを思いますけれども、新たにスタートされまして、事業内容やまた成果等についてお聞きしておきたいと思いを思います。2点をお願いします。

谷下企画部理事兼人権推進課長 まず初めの大阪府人権協会の負担金の減額の要因ということで、この協会の活動費等につきましては、大阪府をはじめ府下43市町村がそれぞれ負担して

いるところでございます。そうした中で、20年度の大阪府財政再建プログラムの中で、大阪府人権協会にかかわっての対応方針が示されました。その内容に沿って負担金の減額をこれまで実施してきたところでございます。

示された内容につきましては、3点ございまして、まず1点目が運営補助金を廃止しまして、必要な事業費のみの事業補助金とするというところでございます。また、必要な事業についても事業の効率的について徹底した精査を実施すると。3点目が社会環境が変化する中で、役割を終えた事業は廃止するといった内容が示されまして、このことにより20年度スタート年度として23年度までの間、段階的に減額を行うことといたしております。

当初19年度では67万7,000円を負担しておりましたが、プロパティ職員の人件費相当分などを減額して、最終今年度23年度でその一定の方向が示されて、今回9万7,000円の予算を計上させていただいてるところでございます。

それと、岬町の人権協会の部分なんですけれども、まずこれにつきまして、これまでの設立の経過についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、平成21年6月17日に岬町人権啓発推進協議会の総会がございまして、その際に、平成22年4月から23団体が加盟しております岬町人権啓発推進協議会を発展改組した形で岬町人権協会を設立するという決議が承認されました。また同時に承認事項としまして、岬町人権協会の予算につきましても、これまで岬町が人権啓発の活動補助金として各団体、岬町人権啓発推進協議会、岬町人権多奈川地域協議会、岬町人権淡輪地域協議会に支払われている活動補助金を一本化しまして、岬町における活動領域を広げた事業に取り組むことも合わせてご承認いただいたところでございます。

このことによりまして、今般の社会情勢のもとで、同和問題を初めとした女性問題、障がい者問題、児童や高齢者の虐待、不登校の問題や近年はインターネットを悪用した差別事象など人権問題は複雑多様化している状況がございます。そうしたこの3協議会の持つ活動補助金を有効に活用しながら、活用領域を広げて取り組むことによって、岬町が実現する明るく住みよい岬町の実現ということを目的に、岬町人権啓発推進協議会を発展改組したものでございます。

それで今、この22年の4月からスタートをしたわけですが、この団体に期待するというので、これまでの団体活動につきましては岬町が事務局となって事業計画を立て、総会時には承認いただくような活動経過がございました。

しかし、今回設立した岬町人権協会は、構成団体がそれぞれの専門的分野を生かして、団体そのものが啓発事業などの企画立案に参画できる事務的機能を持った体制づくりを、再構築することが重要であると考えておりまして、事業活動の企画立案にかかわる形となっております。

こうしたことで、活動領域の幅が広がるとともに、その内容は構成団体だけにとどまらずに、その団体に加盟している個人や企業、学校等にも広く伝えられ、全町民挙げての啓発活動につながるのではないかと期待しております。

中原委員 2点目にお聞きした岬町人権協会補助金なんですけれども、この補助金額は今後もこの金額で推移するというふうに、本予算ではこの金額で前年度も同じ金額ですので、この金額で推移すると、今後もそのように考えておいていいのかということが1点と、それから、行財政改革との関係で、私は行財政改革、別に全面的に賛成という立場ではないことはご承知いただいていると思うんですけれども、傾向として団体の運営補助金という流れから、事業を行ったものについてその事業に対する補助を行うという流れがずっと広がっている、これは岬町だけではありませんけれども、そういう状況にあると思うんですね。先ほど答弁いただいた財団法人大阪府人権協会分担金についても、大阪府のほうで運営補助金ということではなくて、事業に対する補助を行うということも見直しの一つとして示されたところ、おっしゃったとおりでありまして、そういったことになっていくのかと思うんですが、この岬町人権協会においては、今お聞きしている範囲では事業に対する補助というよりも、活動の補助金、団体の運営活動補助金という要素のほうが強いのかなという印象を受けるんですが、そのあたりについてはどのようにとらえたらいいものか、団体の活動補助金ということで補助を行っているのとらえていいのか、事業に対する補助金なんだということにとらえていいのか、どちらであるのかということも合わせて確認したいと思います。

谷下企画部理事兼人権推進課長 まず、このままでの推移するのということですが、前年度と同額を本年度は計上させていただいております。

今後につきましては、当然のことながら社会情勢の変化等を勘案しまして、町内でも協議をしていかなければならないと思いますので、その点につきましては23年度に関しましては、このまま推移をさせていただいておるという状況でございます。

それと、今の行財政改革も含めました団体補助金の流れが、運営補助から事業補助金のほうに移行しているということですが、確かにそういう傾向はございます。ただ、こ

れまでもこの団体につきましては、町が事務的機能を持って、対応をさせていただいておった経緯がございます。しかし、これからはそういうことではなくて、先ほども申しましたようにこの協会そのものが事務的機能を持っていただくという意味合いで、これまで活動補助金の中に、企画立案にかかわっていただく担当の方も発生してこようかと思っておりますので、その部分の人件相当分は活動補助金の中には入れさせていただいております。

中原委員 そうしますと、この補助金については、運営補助金というふうにとらえていいということでしょうか。事業補助ということでしょうか。

もう一度確認しておきたいと思えます。

谷下企画部理事兼人権推進課長 活動補助金と運営補助金と合わせた補助金というふうに理解していただければ結構かと思えます。

中原委員 再度確認しますが、そうしますと、団体を運営するための補助金とそれから人権を守るようないろいろな事業をされると思うんですけれども、例えばイベントだとか講習会だとか、そういった事業を企画立案して運営すると、実行するという事業に対する補助も含まれるという理解でよろしいでしょうか。

谷下企画部理事兼人権推進課長 そのとおりでございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい、結構です。

川端委員長 では、他の委員の皆さん。はい、和田委員どうぞ。

和田委員 36ページの北方領土返還運動推進大阪府民会議会費6,000円となっておりますが、これは向こうからの要望で6,000円の負担ということになっているのか。今、北方領土というのは大変な問題になってますし、これ余りにも少ないので、その点聞きたいのと、もう1点は39ページの多奈川財産区特別会計繰出金689万6,000円となっているのは、繰出金ですから財産区に入れるのはわかるんですけれど、内容もしわかったらお願いします。

中田総務部総務課長 まず、1件目の北方領土の推進に伴います負担金補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては、府下の市町村が日本固有の領土である北方領土の返還の実現を目指しまして、その国民運動に寄与するために活動推進するものでございます。6,000円につきましては、各地方公共団体のほうの割り振りの中で定まっておるものでございまして、特別その増額という要求ではございません。

あともう1件につきましては、多奈川財産区特別会計繰出金でございますが、こちらのほ

うは多目的公園への仮置きと企業誘致への仮置き、第二阪和国道建設発生土の仮置きに伴います借地料でございます。

和田委員 北方領土は9町1村でなってるので6万円しか集まらないんですが、向こうが要求していなかったら結構です。

それと、繰出金について、土を今まで仮置き料という形でもらってるのれと同じような意味になるんですか。

中田総務部総務課長 まず、この仮置き料につきましては、財産区の土地を岬町が借り受け取りまして、一旦岬町と建設省との間で借地料の計算をしております。その際に、財産区と町との割り振り51対49がございますので、その分におきまして、繰り出しをするものでございます。

竹内委員 49ページの一番上の統計調査費、これは国・府の支出金の65万6,000円ですかね。前年度が970万6,000円で、今年度が65万6,000円と極端に減っていますので、統計調査に報酬6人と、この調査というのは何の調査をしているのかという説明をお願いします。

早野企画部企画政策課長 統計調査につきましては、22年度は国勢調査がありまして、国勢調査についての調査費用が970万円という形で予算を組ませていただいております。平成23年度につきましては、経済センサスという調査で事業所とかの調査をするための調査費用を組ませていただいております。

中原委員 予算書の40ページの中で、負担金、補助及び交付金のところなんですけど、紀淡連絡道路実現期成同盟会負担金というのが、ちょっと来年度のこの予算案では見受けられないように思っていて、別のところにあるのかもわからないんですけども、何か事情があつてのとか。解散されたということは聞いてないですけども。何か事情があつたんでしたら、お聞きしておきたいと思えます。

早野企画部企画政策課長 紀淡連絡道路実現期成同盟会なんですけど、構成団体で今年度協議を重ねて、保有している財産を持って今後も活動を進めていくという中で、23年度から当分の間、負担金を集めないということが決まりました。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 総務費についての質疑終わってよろしいでしょうか。

続いて民生費に入らなければいけないんですけども、委員の皆さん、暫時休憩しましよ

うか、どうしましょう。

(「はい」の声あり)

川端委員長 休憩することにご異議なしと認めて、暫時休憩いたします。

再開は、1時です。

(午前11時55分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

続いて、民生費に入ります。

予算書の56ページ、57ページの目、文化センター費、57ページ、58ページの目、青少年センター費をごらんください。

竹内委員 一つだけ、文化センター費の区分15、工事請負費の文化センター改修工事は、どんな工事が教えてください。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 まず、60万2,000円の主な内訳でございますが、自動火災報知機というのが、以前使っておりました宿直室にあります。今は倉庫がわりに使っておりますので、機能を果たしていないということが消防署から指摘がございましたので、その火災報知機を、今の青少年センターの事務所に移設する予算として32万9,700円、それから文化センターの雨漏り修理に22万となっております。

竹内委員 先ほどから、谷本委員も言われてるように、改修工事64万2,000円と上がるとわかりにくいので、今言われたように分けて、火災報知機はいくらで、これはこんなんですよというように分けて、表示してもらいたいと要望しておきます。

中原委員 文化センター費の中で、報償費ですけれども、巡回見守り事業報償費というのがありますが、これは新規事業ということになるのでしょうか。

内容や、またこれは個人に何かお願いしているのか団体をお願いしているのか。その事業を行っている団体や個人委託先についてもお聞きしておきたいと思えます。

それから、文化センターの運営の件であわせてお聞きしたいんですが、ほかの公の施設よりも結構長い時間、夜遅くまで貸し出しとかされていると思うんですが、夜10時まででしたかね、お借りできるのが。現在もそのような運用になっているのか、また夜10時まで実際に使っている団体が、どの程度あるかお聞かせいただきたいと思えます。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 まず、新規事業かということですけども、新規事業でございます。

内容といたしましては、隣保館運営費等補助金を活用いたしまして、緑7丁会の独居高齢者等で、主に介護認定を受けていない方や、身寄りのない高齢者を対象に、文化センターと有償ボランティアとの連携によりまして、月に2回程度の安否確認を兼ねました見守り事業を予定しております。また、この見守りの予定者というか、ご家庭ですけども、それらの選定に当たりましては、高齢福祉課のほうと協議しながら選定していきたいと。そしてまた、今後この事業を実施していくうえでも、高齢福祉課のほうと連携していきたいと考えております。団体ではなくて、個人で対応したいと思っております。

次に、10時までの利用者の件数でしょうか。

中原委員 とりあえず件数で。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 10時まで、お昼の間だけ使っているといろいろあるんですけども、夜間の部の利用ということでしょうか。いわゆる5時半以降の利用という件数でしょうか。

中原委員 ちょっと聞き方が不明瞭でありましたので。夜9時以降使っている頻度はどの程度かというのをお聞きしたいと思います。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 9時以降の利用はございません。一応10時までには利用できるようになっておるんですけども、実際の利用は9時までに終わっておりますので、それ以降の利用はございません。

中原委員 夜9時以降の利用はないんだけど、館としては10時まで借りられる状況をつくって、そこに人は配置されているんでしょうか。夜10時まで人がいるということなんですか。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 警備員といたしまして、10時まで常駐していただいております。1人ですけども。

中原委員 実際に利用のニーズがありましたら、夜間とか休日、祝日含めて利用の門戸を広くあけておくということは大切なことかと思うんですけど、利用の実態がないのに、たとえ1人といえど人員を配置しておくというのは、これはこういうところは行財政改革の一つになるんじゃないのかなというふうに、対象になるんじゃないのかなというふうに思うんです。一般の方がこの事実を知られた場合に、無駄遣いに当たるんじゃないかというふうな印象を受けざるを得ないんじゃないかというふうに感じるんですけど。実際の利用がな

いにかかわらず、人員をそこに配置しておくという何か特段の理由があるのでしょうか。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 実際の利用は9時までなんですけども、それからも館内のすべての見回り、また外の見回り等がありますので、それと9時までの利用なんですけども、9時にすぐに終わるということはまずないので、やっぱり10分15分後片づけ、その利用された方の後片づけというんですかそれもありますので、やっぱりどうしてもあと1時間というのが必要になってくるというふうに思っております。

中原委員 この文化センター以外の公の施設で、部屋を貸しているというところがありますけれども、例えば淡輪公民館とかそういった他の公の施設の管理しておられる部局もおられますので、そういったところは同じように9時までの利用であってもその後1時間。

川端委員長 中原委員、またそれはその所管のところで質問されたらどうですか。

中原委員 そうですね。教育は教育…。

川端委員長 今は文化センターのとこだけにしといたらどうですか。

中原委員 そうですね、じゃ後でまたお聞きしようと思います。

要するに、9時までの利用はあっても、その後片づけとか見回りが必要だということで、10時まで人を配置して、その賃金も扶助しているということですね。

これは、個人に依頼してるのでしょうか。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 警備は委託しておりまして、株式会社メガテック、代表取締役小西勲さんとなっております。

中原委員 先ほど文化センターのところでお聞きしておりましたが、青少年センターも貸し館という要素を含んでおりますので、ここの実態についてもお聞きしたいと思います。

ここは、文化センターと同じように夜10までということになってるんですか。

一本企画部副理事兼文化センター・青少年センター所長 青少年センターにつきましては、利用は5時半までです。

中原委員 はい、結構です。

川端委員長 では民生費についての質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。予算書の76ページ、77ページの目、土木総務費のうち特命対策課に係るものをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 よろしいですか。

では土木費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

予算書の83ページから85ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員 予算書の84ページの節15、工事請負費の消防車庫改修工事について、実態がどのようになっているのか。また、どういった改修が必要なのかと、工事内容を示していただきたいと思います。

それから、目3、水防費についてお聞きします。

節18、備品購入費の機械器具費の内容についてご説明をいただきたいと思います。

それから、目4、災害対策費の節、19、負担金、補助及び交付金の負担金が1項目ありますけれども、これ、減額されたようですが、減額理由についてお示しいただきたいと思います。以上3点です。

川端委員長 3点についてね。はい、3点について答弁をお願いします。

亀崎総務部危機管理監兼危機管理課長 まず1点目の工事請負費で、改修費でございますが、これにつきましては、淡輪の消防車庫が築約25年以上経過しています。その部分で屋根の部分から雨漏りが発生しております。その修復と樋油が割れております。その改修工事でございます。

2点目の消防費の備品購入費ですが、これにつきましては、昨年、水害でかなり被害をこうむったということで、水中ポンプを購入する予定にしております。これは消防団に各1台ずつ、4台支給するものでございます。

続きまして、災害対策費で負担金で、防災情報充実強化事業の負担金でございます。昨年度が58万9,000円と、今年度、来年度につきましては、51万8,000円と減額7万1,000円。これは府下の市町村で割合で出しまして減額されたものでございます。

中原委員 水中ポンプのことですけど、水中ポンプってどんなものなんですか。どんなときに使うのかなと思って。教えてもらっていいですか。

亀崎総務部危機管理監兼危機管理課長 消防団には大きな、大型のエンジン付きのポンプがございます。これは水を吸い上げる力がかなりございます。ただ大型のポンプですので、エンジン等々がうるさく感じると思います。もし、各家庭で床下浸水などで利用するとき、電気を入れて水を吸い上げるというポンプです。たとえば、井戸をかするとき、ちょっと池の中の水を汲むときに電気で吸い上げる小さなポンプです。そのポンプを消防団のほうで

床下浸水等々、発生した場合、そこで利用するようになっております。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので消防費の質疑を終わります。

続いて教育費に入ります。予算書の85ページから97ページをごらんください。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員 教育費の中で、白井理事が来られてますんで、教育費の中できのうもちよっとお聞きしておりましたけれども、負担金とか補助金なんかの減額について、きのう少しお聞きしてたんですけども、また今後の機会にということになりましたので、この教育のところにかかわって幾つも負担金とかが減額されているものが見られるんですね。これは行革の影響によるものなのか、行革の影響によるものであるならばそれをお教えいただきたいというのが1点目であります。

それから、予算書の86ページ、節19の負担金、補助及び交付金の中で岬町人権教育研究協議会補助金というのがあるんですけども、これは以前お見受けした記憶がなくて、新規のものであるのか、以前あったものが形が、やや形や目的がやや変わってこういう名称になっているのか、そのあたりについて確認をしておきたいと思います。

それから予算書の88ページ、目2、教育振興費の中で要保護・準要保護の児童に対する支援の項目と金額が示されているところですが、22年度においては対象者数や基準の変更等が、もしあったんでしたらお聞かせいただきたいと思います。

3点について、とりあえずお聞かせください。

白井総括理事 まず各種団体の補助金等についての行革プランにおける今後の考え方等についてご説明申し上げたいと思います。きのうの委員会でご説明を申し上げたと思いますが、現行の補助金等の見直し基準をもう一度、現状に沿った再点検を行い、一部修正した上で、すべての事業を見直したいという方針で、これは23年度中に実施する予定でございます。

こうした中、今回の当初予算におきまして、一部の補助金等につきましては、担当原課とのアリング等におきまして見直しを行ったところではありますが、教育関係においては余り該当がないという状況でございます。

また、今後の見直し等につきましては、先ほど文化センター関連の補助金でもありましたけれども、団体運営補助のあり方、今後の補助事業の内容、特に公益性、必要性などの観点などから、再度見直し基準などにより再チェックをいたしまして、今年中にその見直

しの作業を終えまして、そして改革を図りたいという方針で進めさせていただき予定でございます。

嶋坂教育委員会事務局指導課長 岬町人権教育研究協議会補助金の名称の件ですけれども、これは今年度の岬町人権教育研究会活動費補助金と大阪府人権教育研究協議会夏季新転任研修会補助金の2つを一つに名称変更させていただいたものでございます。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 3点目の教育振興費の要保護・準要保護の基準等の変更はございません。

川端委員長 対象者数もお願いします。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 22年が、小学校ですけども、878人でございます。

中原委員 基準については変更がないと。要保護・準要保護の児童に対する支援ですけども、基準については見直されていないということでもありますけれども、これは以前はもう少し基準が充実していたんですね。それを切り下げられたままとなっているんですけども、それを復活するという事は担当部局としてはお考えにならなかったのかということをお聞きしたいのと、それからこの就学支援については、さまざまな費目において補助がなされているわけなんですけれども、この補助の追加が、昨年度中だったかと思えますけれども、国のほうから通知があったかと思えますが、PTA会費等ですね、クラブ活動などさらに上乗せして支給するよという措置が行われていたと思えますけれども、その点は来年度、反映されるようにちょっと見受けられないんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 先ほどの、1点訂正をお願いいたします。878人というのは全児童数でございます。すいません。878人の全児童数に対し、準要保護の対象は127人でございます。率にして14.9%です。

それと今の質問で項目が追加ということで、平成22年から今言われるように、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、3項目が新規で追加されております。これも検討してまいりました。近隣市町村の状況も確認しながら検討もしてまいりましたが、近隣も余り実施しているという現状がございませんので、岬町においてもまだ検討ということで予算をつけておりません。

中原委員 基準の見直しは検討されなかったのか、要求されなかったのか、担当部局としてお考えをお聞かせくださいと言ったんですけど、それは回答いただきましたでしょうか。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 基準というのは、生活保護基準の1.2とか、1.0とかい

うお話でございますか。これも2年ぐらい前に1.0に変更しまして、今回の予算に当り基準の検討というのはいしておりません。

中原委員 基準を上乗せするというをを検討していないということは非常に残念なんですけど、もう一つのPTA会費等について計上することについては検討はされたようでありまして、近隣の状況を見て見送ったということでありましたが、国のほうの通達では、交付税措置か何かで財源は地方に渡すんだということまで示されていたように思うんですけど、私自身はそこにちょっとごまかしがあると思っておりますけれども、地方に渡してると言いながら、渡して渡してると言っているお金を積み上げていくと合計が合わないというのが実態になっているので、渡してると言われてもそれが担当部局として使えるというものにならないことが多いですから難しい点はあるかと思っておりますけれども、国のほうとしては、地方に渡すからというふうなことまで言って、これをやるようにという通達がなされているわけですから、これは前向きに検討する必要があるんじゃないかと思うんですけど、今後の検討の余地はいかがでしょうか。

古谷教育委員会事務局教育次長 交付税につきましての考え方、私も全く同様でございます、別に色つきの交付税が来るわけでもございませんので、教育委員会のほうで、自由に使える財源ではないなというふうにご考えております。

この要保護・準要保護児童生徒の援助事業につきましては、町の危機的な財政状況を踏まえまして、現行の水準を堅持するという事で来年度予算を提案させていただいております。非常に厳しい経済環境下でございます、援助対象家庭が少しずつふえる傾向でございます。また一方、平成22年度からは子ども手当という中学生以下の子どもの保護者に毎月1万3,000円、所得制限なしに支給するという制度の実施が始まりました。

来年度についてもいろいろ議論があるところでございますが、この辺も広い視点から子育て支援施策の全体像、またさらには税制の動向にも留意しつつ、この就学援助制度につきましては、より大きな視点からの検討が必要ではないかなというふうにご考えておまして、財政状況も見ながら今後の検討課題ではあるなというふうにご考えております。

谷本委員 小学校費の学校管理費の節15で小学校改修工事168万円は、どこの小学校をどのよう改修するんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

岸本教育委員会事務局学校教育課長 小学校は淡輪小学校でございます。校長室と正面玄関のある

廊下の上が雨漏りしておりますので、そこの改修工事でございます。

中原委員 予算書の92ページ、社会教育費の、社会教育総務費の節7の賃金ですけれども、臨時職員賃金が計上されておまして、この方、どういったお仕事に携わることになるのか確認しておきたいのと、それから94ページの節7、賃金、これもこの節7の賃金、臨時職員の方の賃金については昨年度予算の倍ぐらいになっているわけなんです、どういった事業にかかわっていただくということになるのか確認しておきたいと思います。

竹下教育委員会事務局生涯学習課長兼淡輪公民館長 まず、92ページの社会教育総務費の賃金でございますが、162万3,000円ですが、これは2人分でございます。1人はスクールガードリーダーとともに巡回していただく巡視員の方、それから4月にオープンします岬の歴史館を担当する臨時職員、この2名分でございます。

それから94ページの淡輪公民館費の臨時職員賃金でございますが、これは4人分でございます。22年度は3人の臨時職員でございましたが、この3月をもって正職員が1人退職いたします。その補充としまして、1人、図書司書の資格を持つ淡輪公民館の臨時職員を1名雇用します。合計4人分でございます。

川端委員長 では皆さん、教育費の質疑はよろしいですか。

(「なし」の声あり)

続いて、公債費に入ります。予算書の97ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 続いて、諸支出金に入ります。予算書の97ページ、98ページをごらんください。

ただし、98ページの目、海釣り公園管理基金費と多奈川地区多目的公園管理基金費のうち、事業課に係るものは他の委員会の所管ですので除きます。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、諸支出金の質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。予算書の98ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、予備費の質疑を終わります。

以上で一般会計歳出の質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

反対討論からお願いします。

中原委員 ただいま確認させていただいた範囲で、一つ目は相談事業につきましては、金額や相談件数についてお聞かせいただいたところでありました。ちょっと計算したところ、1件あたりの単価がかなりアンバランスがあるということが見受けられまして、私としてはそれだけをもって1件あたりの単価が高いので無駄だというふうに決めつけるという立場では決してありませんけれども、アンバランスがあるということについては不明瞭だなと感じる点がありますので、その点については引き続き充実した相談事業を行っていただいて、必要な方に手厚く支援を行っていくということを改めて求めておきたいというふうに思います。

それからもう1点、就学援助についてですが、現状の水準を維持するということはもちろん必要ですけれども、答弁の中でも語られたとおり、対象になっている世帯がふえているというのも実態であります。小学校について先ほどお聞きしましたが、平成22年度においては127人が対象であったということでしたが、その1年前にお聞きした実態については112人が対象でした。その112人の対象の段階で既に右肩上がりになっていたわけなんですね。それをさらに加速しているということが改めて感じられまして、やはり貧困と格差が広がっているという実態がありますので、そういった世帯に対して手厚い基準の見直し、また、国からも示されている加算等も含めて積極的に支援をしていただきたいと考えていたところがそれは果たされなかったということが理解できましたので、非常に残念でありますけれども、本委員会に付託された内容については賛同しかねるという立場であります。

川端委員長 次に賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないですか。

そしたらまた次、反対討論。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 私は議長をやっておりますが、議長の立場ではなく総務文教委員会の一委員といたしまして、反対討論をさせていただきたいと思います。

まず、財産管理の項目の中で、平成23年度の予算で岬町の庁舎の所属配置図とかいろんな資料が出てきておりますが、この時期にこういう庁舎の配置を変えて、ここに載って

いる予算いろいろありますが、この予算を使ってまで、なぜこの時期にしなくてはならないのかという疑問がございます。そのほかの予算については決して反対するものではございません。要するにこの時期に配置変えをして、お金を使って、どんなメリットがあるのかということに対して読めないで、反対の意見とさせていただきたいと思います。

川端委員長 続いて賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 また、続いて反対討論。副委員長、どうぞ。

豊国副委員長 この予算の件で非常に苦慮されているところはわかるんですけども、町税収の減少、要るものはいろいろなもの、どんどん要っていくというのはわかるんですけども、やはり私が気になっているのは5億5,000万円の町債を発行してその歳出の不足分を補っていくというようなところから、今年度65億4,000万円になっているんですけども、また1年たっていけば補正予算でどんどんどんどんふえていくと。前年度を見ましても、今回、第7次の補正で約3億近い補正が上がってまして当初予算よりもそれだけふえて平成23年度に近いような額に最終的にはなるんですけども、平成23年度は、それ以上に大きい数字で示されており、6.9%のアップの予算を組まれているというような数字を見受けますので、やはりこの予算に対して私は反対しております。

川端委員長 続いて賛成討論。

(「なし」の声あり)

川端委員長 あと反対討論。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ではこれで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第7号「平成23年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)

川端委員長 挙手少数であります。

よって、議案第7号のうち、本委員会に付託された案件は否決されました。

議案第8号「平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 予算書の109ページから118ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員 予算書の116ページで貸付元利収入という項目がありますがけれども、償還のほうは比較的これまで順調だというふうに印象を持っておりますけれども、引き続いて順調な状況であったのかというのをお聞きしておきたいと思えます。

谷下企画部理事兼人権推進課長 これまで39名の方々の貸し付けを行っておりまして、現在約10名までできております。あと残りの部分につきましては、平成25年を最終年度としまして順次返済をしていただいておりますけれども、いかんせん、1件だけが若干おくれがきております。これにつきましては、鋭意、納付の交渉を行っておりまして、特命対策課とも連携を図りながら納付の督促を行っているところでございます。

中原委員 今の答弁の中で残り約10名とおっしゃいましたけれども、以前11名とお聞きしていましたが、残っている方の数は11名でよろしいでしょうか。生活が困窮している世帯が多くなっている時期でもありますので、懇切丁寧に、償還については相談交渉等行っておられることと思えますけれども、引き続いて努力をしていただきたいと要望しておきたいと思えます。

川端委員長 要望でよろしいですか。

他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第8号「平成23年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第8号は本委員会において、可決されました。

議案第15号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」から、議案第17号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」までの3件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、議案第15号から議案第17号の3件については一括議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、予算書の235ページから270ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第15号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第15号「平成23年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第15号は、本委員会において可決されました。

議案第16号「平成23年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第16号「平成23年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第16号は、本委員会において可決されました。

議案第17号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第17号「平成23年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

議案第22号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、委員の皆さん、質疑ございませんか。

谷本委員 この事務分掌条例の改正については、3月の2日の本会議においても他の議員さんが少し質問して答弁も受けてましたけども、聞き逃した点がありますので、再度お聞きしたいと思います。

1点目は、先ほど議長からもありましたが、今、なぜ、この改正になるのかということ。町財政も厳しい中で、なぜこの時期に改正するのか。現状ではどこが不都合なのか。なぜ変えらんといかんのか。これを1点目をお願いします。

2点目は、今回の改正によって係る費用について、ちろん印刷物もあろうかと思いき、これにかかるすべての費用、全部でどれぐらいかかるのか。

その2点をまずお聞きしたいと思います。

保井企画部秘書人事課長 今回の条例改正につきましては、今、なぜ改正が必要かということでございますので、それについて述べさせていただきます。

まず、22年度につきましては、特命対策課を設けまして集中改革プラン、総合計画等の主にプランというものを策定してきております。また、行政改革につきましても、収納

の特別徴収を始めるなど、一定の区切りというふうに考えておるところでございます。

そうしますと、23年度につきましては、新しい総合計画のスタートの年でもありますし、行政改革の年でもあります。総合計画につきましては長期的な視点でやっていかななくてはならない、また集中改革プランにつきましては果敢に取り組んでいかなければならないということでございますので、新たな体制が必要になると考えております。特に、集中改革プランを実施するに当たりましては、行財政改革につきまして税務課、収納、そういうふうなところを一元化しまして行財政改革の取り組みを効率的に進めていこうということでございます。

そういう意味で、今までどおりの組織ではなく新たにスクラップアンドビルドをしながら取り組みをさらに進めていきたいという考えでございます。

笠間企画部長 若干補足しながら説明させていただきたいと思えます。

どこが不都合ということは、言葉でなく、特命対策課につきましては、1年間行財政改革を中心にやってまいりまして、くぎりの成果を上げたということでございまして、町長の新しい目標を23年度でスタートしたいということで今回の改革を行うというものでございます。

経費でございますけれども、谷本委員、ご指摘のようにいろいろと封筒やら広報とかいろんな部分が経費かかりますけれども、できるだけ手づくりにより、各課の看板、お示ししておりますけれども、このたび住民福祉部の課をほとんど平仮名表記させていただくということになりましたが、できるだけゴム印を使って前の封筒等も活用しながらやらせていただくということで、今回の当初予算のほうにも大きく予算は変わってないと思っておりますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

谷本委員 これに係る経費は全然使ってないってことですか。

笠間企画部長 通常の封筒代、それから今回はゴム印を各部にいつも配置しているわけでございますけれども、ゴム印につきましては大体500円から700円ぐらいまでと思っておりますし、それは封筒とか、いろんなペーパーを使うときにはできるだけ手作業でやらせていただくということで経費がかからないようにします。通常の印刷物につきましては、新しい名前に変えていくようにしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

谷本委員 だから、それをするためにゴム印で対応するにしてもただではできないやろ。封筒をちょっと変えるんでもただではできないやろ。費用はいくらかかったのかということを知ってるんです。ゴム印にするとか手づくりするとか、そういうことを知ってるのと違うんで

す。すべてでどれぐらいかかっているのか聞いてるんです。

笠間企画部長 今、当初予算を上げさせていただいている分で消耗品の中で活用したいと思っておりますので、ゴム印につきましては先ほど価格を言わせていただきましたけども、まとめて買うというふうにも考えておりますし、封筒は今現在あるものをそのまま活用できるということですので、通常の年の経費でいけると思っているところでございます。

谷本委員 このしあわせ創造部とか、名称も変わってるんですが、それらの封筒も全部、手書きで変えるんですか。それは印刷しないのですか。

笠間企画部長 先ほども言わせていただきましたように、古い分につきましては前の名称で使っているものは、そこへ線を引きましてゴム印で押して活用する予定でございますので、毎年の経費と変わらないととっていただいたらと思います。理解いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

谷本委員 だから、それをするのにいくらのお金が必要なのかわからないんですか。

笠間企画部長 ゴム印につきましては、先ほど言いましたように500円から700円ぐらいの予定でございますので、各課に1つか2つずつでいけると思っておりますので、ゴム印につきましては、1課につきまして1,200円ぐらい、5課を加えますと6,000円ぐらいになると思っております。

谷本委員 封筒の印刷なんかはしなくていいんですか。

笠間企画部長 封筒につきましては毎年の各課の予算がございます。今まで残っているストックできてる分につきましては、そのまま活用していきたいと思っておりますので、できるだけ無駄を省いて前の課の名前が残っている分でも上を消して線引きして、先ほど言いましたゴム印で対処したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたしたいと思えます。

谷本委員 事務分掌条例を改正して、名前を変えたりすることによってどれだけのメリットがあるんですか。

笠間企画部長 現在の名称から、できるだけ町長が来客された方に、議場でもお話をさせていただきましたが、平仮名表記をすることによって温かみのある町ということを、公約でもうたわせていただいておりますし、町の将来像としまして、いろんな健康づくりや、福祉の施策で相談していきやすい。どこがどういう課なのかわかりやすいということで平仮名表記をしていきたいと思っておりますし、岬町役場が温かみのある場所として、だれでも入ってきていただくことで、平仮名表記をお願いしたいと思ひまして、このたび名称変更ということに至

ったわけでございます。どうかよろしくご理解をお願いいたしたいと思っております。

谷本委員 各議員のところに、こんなはがきがきていると思うんですが、余り職員のいいことは書いてないので、ちょっとだけ読みます。「窓口でだれに何を聞いていいのかわからないことがあるので、例えば住民票については市民課のAとか、年金については年金課のBとかいうように、記号分けか何かしてもらえないか。非常にややこしい。」というような投書が入ってるわけなんです。これらは差出人の名前も書いてないし、住所も書いてないから私は余り重要視はしませんが、やはり町民も戸惑ってるわけなんです。

そこへこんな名前をころころころころ変えられると余計ややこしいと違う。町財政が物すごく厳しいときに、こんな頻繁に改正すると、我々でもややこしいのに、町民はなお一層ややこしいですよ。去年も機構を変えて、それでまたことしもとなると、我々でもややこしいのに、住民はなお一層ややこしなるわけです。だから、名称についても長年使いたれた名称が住民にとっても一番わかりやすくいいと思うし、ほんまにころころと名称をかえたり機構改革されるとみんな困ると思うんです。

だから、町長にちょっとお聞きしますけども、するときは慎重にやってもらって、やはり何年か先のことまで考えてやってもらわんと、こんな1年でころころ変えられるようなことをやってたら、今、これにお金かからんって言うたけども、全然かからんことはないと思うんです。この部屋を1階に持っていくとしたら、机を並べかえたり、電話を変えたり、いくらのお金がかかると思うんですか。お金はかかるし、ややこしくなるし、なので二、三年先のことをもっと考えて慎重に機構改革とか条例改正をやってもらわないと、頻繁にされたらみんなが困るんで、その点について、町長はどんな考えを持っているのか、1回教えてほしいんです。

田代町長 いろいろご指摘があって大変申しわけないんですが、実はまず2点ありますのは、午前中の会議の中の予算の審議の中で、総務部長が庁舎整備についてはご説明させてもらったとおりで、まず全国町村会、これは本会議でもお話させてもらったんですけども、全国町村会議で、各自治体の首長は早急にその今後の地震対策、災害対策に対して、責任の強化を図るよという指示厳守がございました。それを受けて本町としては、やはり築50年もたっておる中で耐震化をやるには非常に金がかかる。それよりもまず学校とか保育所、そういったところに先に優先すべきだという考えのもとで、非常に検討した結果、一番耐震化で最も今すぐに対応しているのは下水道のあの建物が一番無難だということで、まずそこへ対策本部をいざというところに移すという観点から今回の庁舎の整備費用がかか

っております。これはまことに財政難の折で費用をかけている、そういった庁舎整備に対する費用をかけているということについては、議会のしかりを受けるのは当然だと私は認識しております。しかし、これをやらないと、いざというときに住民のそういった生命財産を守るための対策本部が結局機能が果たせなくなってしまうということでもありますので、そういった意味でまずそういう対策を講じよう。

その次に、現在入ってる下水道をどうするんやと、水道部をどうするんだという議論をしまして、とりあえず今年の7月の豪雨のときに非常に連携がうまく本部で取れなかったと。例えば、都市整備の中で事業と下水道との連携が取れなくて、各部長がどっちかと言ったらお互いに激高しながら連携を取ったという経過から見て、どうしても分離しておくことがこれから問題があるということから、まず都市整備の名のもとで、前回なぜできなかったというのは、そういったことでまず耐震化ということが頭になかったものですから、別々でもいいだろうという中で進めてきた。

しかし今回については、そういう耐震化に当たって問題が定義されてきましたので、あえて今回都市整備を一緒にしよう。その中で行革の一つとして、まず現在ありますのは事業部、さらに事業部の中に管理課もございます。そして下水道、上下水道部というものが2つに分かれております。その中で、いわば建築の技術でありながら土木をやっておる、土木でありながら建築をやっておるという技術屋になっておりますので、これを一つに、まず土木は土木、建築は建築にまとめていこうと。将来、公営住宅の建てかえ等もやってまいります。そのときに恐らく人員不足も技術不足も出てくるだろうというところから、今回この機会に一緒にしようというのが今回庁舎内の1階部分の整備でございます。これはおしかりを受けても私はそれはもう仕方ないなとこのように思っております。

それから今回の事務分掌条例について、メリットがあるのかないのか、費用はかかるのかどうかと、それはおっしゃるとおり費用はかかります。ただ、担当部長が言うようにその費用は消耗品的な経費はかかるだろうと、それはやむを得んだろうと。と言いますのは、前回の機構改革のときには、まず特命対策課を設けて、その設けるに至って住民部と福祉部を一つにしました。そのときに、総務と企画を一緒にしたらどうやというご意見が部長会の中でございました。しかし、すべてを一個に、そういう統合等をしてしまうと、恐らく職員も戸惑うし機能がうまくいかないだろうということから、総務部と企画部を残したままで特命対策課というのを設置して、その中で企業誘致と、さらにはきょうも出ておりました滞納整理、それからもう一個は行政改革、この3つを特命対策課で進めて、今

回の23年度の予算に反映させていこうということで、この1年間はそれに明け暮れてきたということが事実でございます。

それで今回につきましては、前回の懸案でありました総務部と企画をとにかく一つにして、今後、総務、企画、一緒にやっっていこうと。それで横の少ない人数の中で連携をとっっていこうやないかと。ただそこで問題になったのは、財政改革部、これは本当は外していくべきじゃないかと。もう行革は一応終わって、これからは振興計画、そういった進行状況を見れたらいいじゃないかとご意見もありましたけれども、やはり財政とそれから税の問題についてはこれはやはりしっかりと、総務企画では難しいというところから新たに財政改革部というものを設けて、その中に財政、そして税と、それでもう一個は今、問題になっておる滞納整理をするために行政改革課というものを設けていこうというのが一つ、財政部を設けました。

それで去年はそういった意味で改革一筋にやってまいりました。今回は逆に歳入の部門がどうしても落ち込んできております。そのためには企業誘致を優先していこうと。つまり、まちづくり戦略室というものを設けて、今後はそこに今、問題になっております消防防災、そういった危機管理課部門を張りつけようと。それから企業誘致をそこでやっっていこうと。さらに住民との連携がうまく取れてない部分については秘書人事課、そういったところで対応していこうという中で、少ない人数の中で張りつけてしまう、これには無理があるかと思えます。しかし、現状の中でこういう体制をもってやっていくことがこれからの大阪府との信頼関係もつないでいけるだろうと。

と言いますのは、今回の、毎年振興補助金というのが大阪府から割り当てられます。今までかなり町のほうは、担当のほうは努力をしてかなりの補助金を受けてきたわけですが、今回、大阪府からの、この2月だったんですけども、大阪府から改めて提示があったのが四千七百いくらというのが振興補助金でございます。大阪府下で町村ではトップでございます。市町村を入れますと2番目でございます。だけど、補助金が得られたと、これは大阪府から来ておる理事ほか、関係の者が一生懸命、頑張ってきた成果かなと。

その中で特に私が直接大阪府のほうへお礼に申し上げたときに、やはり一番大きかったのは特命対策課を設けて、行革、そして滞納整理、そういったところにやはり大きな点が上回ってきたということを聞いて、改めてやっぱり機構の改革というのは非常に大事だなとこのように思いまして、今回も新たに今度は歳入の部門のまちづくり戦略室というものを設けて、ここでしっかりと歳入部門を考えて計画を立てていきたいと。そういう意味で

今回、毎年、2年連続、機構改革をやることについては、議会の皆さんからしたらまたかというおしかりを受ける、これは当然、おしかりを受けるのは承知で、私はこの改革をやっていく、時としては途中からでも改革をかけて、やっぱり職員の危機管理、危機意識というものを持っていただきたいという状況の中で進めております。

先ほど、起債の五億何ぼというお言葉もございましてけれども、本来はマイナス予算であるんですけども、今回は6.9というプラス予算を組めたのは、やはり相当、職員も努力し、かなりの歳入もあって、それだけの事業ができると。6.9というのは事業が多くできると、昨年よりもできるといふふうに理解をしていただきたいとこのように思っております。

今回の分掌条例については、むしろ都市整備部については、下水課をなくして土木一本にしてしまうので、かなりの無理が生じてきてくると思いますので、その場合は第1係とか第2係とかというものを設けて、お互いに横の連携の取れるような、今後、システムをつくってまいりたいと。そういった意味で一つ、いろいろと庁舎整備、またはこういう事務分掌で経費がかかりますけども、一つ、すべてが行革の中の一環というふうなとらまえ方をさせていただいて、ご理解をしていただきたいとこのように思います。

谷本委員 町長の意見はもうようわかりました。私としては、来年になるともう定年でやめられる方が大分おると。そのときにやはり機構改革せんといかんの違うかなと、そう思ってたわけなんですよね。昨年、機構改革したばかりで、もうちょっと慎重にやってくれてたらそんなたびたびせんでもいいわけなんですよ。だから行き当たりばつりのそんな機構改革とか分掌条例の改正とか。それじゃ、今、町長の話聞いて、行き当たりばつりじゃないとわかりましたけどね。それを聞くまでは、ほんまに行き当たりばつりやなど。去年もやって、またことしもかと、このように思いましたんで聞かせてもらたわけなんです。

田代町長 十分な説明ができないままで議会のほうにご提案したということについては、大変申しわけないと思っております。私は今現在の、今、定年前ということをおっしゃっていただきました。私は現在の部長、定年間際の部長が、ランクを一つ落としてもいいから次の者を上げてほしいという話もある部長もあります。しかし私はいろんな角度から考えて、やはり35年、40年、頑張った職員は最終的には有終の美を飾るべきだということから、最後の最後まで頑張っていたいただきたいという思いがあって、決して定年間際でそういった部長職に対するその厳しい姿勢は、むしろ頑張って最後まで頑張ってもらって悪いなど、このように思っております。

それと同時にこれから来年に向けて六、七人の方が定年退職を迎えます。そうなると中間層がないものですから、これを機会に、やはり現在の管理職をしっかりと上層部の部長級でまた部長代理でやっていけるような体制を整えるには、この機会をやらないともう遅くなるかなという思いもありました。ちょっと舌足らずで申しわけありませんが、そういう思いもございます。

谷本委員 どうもありがとうございました。1点だけ、そういうようにこれから機構改革とか、事務分掌を改正するときは、できるだけ先のことも考えてやっていただきたいと、これは要望して終わります。

川端委員長 では、ほかの委員の皆さん。竹内委員、どうぞ。

竹内委員 先ほど、町長のほう、いい話ありがとうございました。この資料番号の3-1を見ていますと、町長が言われました水道庁舎、これが非常に強固にできているということで、そこに防災関係を持っていきたいというお話をお聞きしました。それで私が考えるのは、この時期にいろんな形をぐちゃぐちゃいらわずに、職員厚生会が住民生活センターのほうに出ていただくというのであれば、その下水道、今入っている水道庁舎の1階のところを食堂等、そこに移してあとはそのまま置いておいても別に問題はないんじゃないかというふうな考えを持っておりました。先ほどの町長の話では、都市整備部をつかって、そこにいわゆる土木、下水道というのを一体化して、水害その他の対策に対応できるということはよく意味は理解できるんですけども、この時期に及んでほかのところをぐちゃぐちゃいらすと、いろんな形の谷本委員も言うたんですけど、いろんな形で金がかかってくると思うんですよ。その辺のところを、もうちょっと考えていただきたいなというふうに思っております。

それとその、分掌条例の図の分ですかね、ちょっといただいている中で、くらし窓口課というのをちょっと書いとんどすけどね、これは一体何をすところですかね。くらし窓口課というもの。

保井企画部秘書人事課長 現行におきましては住民生活課というところで、住民票の発行、死亡届、そのような窓口を行うところのございます。

竹内委員 そしたらくらし窓口課というのは住民生活課。ちょっと来たお客さんがくらし窓口って言うたらなんやと。ほけん・ねんきん課、これはわかりますよね。これは漢字で書こうが何で書こうが保険と年金をもらえるところやと。ふれあい福祉課というの、これはまた何ですか。前の何課になるんですか。

保井企画部秘書人事課長 地域福祉課になります。

竹内委員 地域福祉、地域福祉な。ややこしいな。じゃあ、げんき長寿課というのは。

保井企画部秘書人事課長 高齢福祉課になります。

竹内委員 こどもみらい課っていうのも聞かせてください。

保井企画部秘書人事課長 現状の子育て支援課です。

竹内委員 そうでしょ。だから私なぜ聞いたかというたらね。これこのまま、入ったところに看板  
っていうんですかね、プレート掲げたら、来た人が、しあわせ創造部、まあこれはええ  
ね、上でかけんねやからそれはいいんですけど、一体、おれは何しに、ほけん・ねんき  
課はわかりますよね。地域福祉にいきたいなと思ってるのに、探すのに、こどもと違う、  
げんきと違う、くらし窓口課がそうか。こうなれば、それこそ受付があつて、受付のと  
ころに一人だれかが張りついて、来た住民にあんたこれやったら向こうですよという、今で  
言う、下におられますよね。あれを1人も2人も置けへんかったら、それこそパニックに  
なると私思うんですよ。その辺のところを考えて名前をつけたんかどうかということを開  
かせてください。

保井企画部秘書人事課長 今回、名称につきまして、特に住民福祉部、今の住民福祉部につしまし  
て、平仮名表記をさせていただくことを予定しているわけでございますけれども、これに  
つしましては、総合計画の中でありまして、豊かな自然、心通うぬくもりのある町、岬と  
いうことで、ぬくもりの町というものを住民の皆様にご実感していただくということが一つ  
ございます。

それから実際は、社会福祉士や保健師、保育士、事務職員などが子育てや健康づくり、  
福祉などの部において相談を受けております。そのときに、職員自体が各施設をコーデ  
ィネートして丁寧な相談をすることによって、住民の皆様が幸せ感をもつていただけるよう  
な、いわゆる職員が一担当じゃなくて、部としてさまざまな年金の相談を通しコーデ  
ィネートできるようなことを目指しております。

これが23年度の新しい総合計画のスタートのときでありますから、今そういう職員に  
ついてそういう意識をもつていただくというねらいもございます。ですから職員の・  
力の向上とか、業務スクラップとか、そういうものをさらに努力して高めてまいりたいと  
いうふうに考えるため、またまちづくり戦略室に秘書人事課を持ってそのような組み  
みを強化して進めていきたいということでございます。

また、案内につきましてフロアマネジャー、現在も設置しておりますので、混乱のない

ように努めてまいりたいというふうに考えております。

竹内委員 ありがとうございます。今のよくわかりました。ただし、本当のことを言えば、今まで高齢福祉、地域福祉、子育て支援課に行っていた人が、あるとき突然、名前が変わって、戸惑うことはないやろうと思うんですけども、やはりその点、住民の方が迷わないような機構改革というんですかね、それをしてほしいと思います。

豊国副委員長 私の聞きたいこと、今、ほとんど言っていたんですけども、この分掌条例図、我々、けさ来て初めてぼんと置かれてわかったんですけど、このしあわせ創造部は前の議会のときに聞いたんですけども、各課のネーミングなんか初めてなんですけども、本当にこれはわかりづらい。もう少しこんな年度末の予算の審議をするときにぼんと出すんじゃないかと、事前に何かこう、全協のときとかそういうところで、こう考えてるというようなお話でもあればゆっくりと考えさせてもらったんですけども。

それともう一つ、この分掌条例図の中で、町長の下に副町長が入っておられるんですけども、この副町長、配置される予定があるんでしょうか。もしなければ、これもともと入れなくてもいいんですけど、あるので入れたのかということなんですけど、その辺、お聞きしたいです。

保井企画部秘書人事課長 もともとは条例にもありますし、いつでも副町長、三役等については考えていくべきということはあるんですけど、現在のところはまだその皆さん方にお諮りする状況ではないです。

川端委員長 では他の委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員、どうぞ。

中原委員 まず水道庁舎の耐震化について確認をしたいんですけども、現在の耐震基準を水道庁舎は満たしているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから新旧対照表を見せていただいております、旧から新に何がどこへ移ったかなということ、一個一個見せてもらってたんです。それでお聞きするんですけども、新旧対照表の、委員会資料で言いますと、13ページの部分なんですけど、新旧対照表の旧の第3条、一番下のほうですね、第3条の(1)でありますけど、行政改革の総合調整に関することっていうのは、どこへ移ったかというのと新の財政改革部の(2)に移ったというふうに理解していいのかどうか。

それから新たに設けられている仕事といますか、権限移譲に関することと、それから自治振興に関することと、それから選挙に関することという、この3つが今現在の条例に

はちょっと見受けられませんので、新たに設けられた理由等ありましたらお聞きしたいと思います。それが2点目です。

それから青少年センターと文化センターのことですけれども、この2つは現在は企画部の中に入っておりますが、新たに総務企画部というのを設けてそこで所管するということになるようですが、以前、これは前町長時代でしたけれども、教育委員会が所管していたものを町長の直轄にするということがありました。私はこの文化センターと青少年センターに関して、それぞれの施設の目的を達成するような運用がなされるのであればどこが所管するっていうことはそれほどこだわらなくてもいいのかもしれないとも思ったんですけれども、一般的な感覚、私の感覚でいいますと、青少年と言えば教育を思い浮かべますし、文化センター、その文化っていうことを考えますと、社会教育だとか、生涯教育ということを連想するわけなんです。今回も以前と同じように総務企画部というところに所管するということは、何かお考えがあつてのことなのか、以前からの考えを踏襲するということであるのか、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

川端委員長 質問はそれだけですか。答弁のほう、お願いします。

中口総務部長 1点目の中原委員からの質問でございますが、委員の中ではご存じかと思っておりますけれども、水道庁舎はもともと消防署でございました。その1階部分が消防車の入っている駐車場といいますか、格納庫といいますか、そういう施設で昭和62年3月完成の建物でございます。午前中の説明でも言いましたように、本庁舎は昭和40年ということで、より堅牢な建物であろうということで、直接の質問の中に耐震度はというのは直接はかっておりませんが、先ほど申しましたように、堅牢な建物であるということで水道庁舎というのを考えたところでございます。

笠間企画部長 2番目、3番目につきまして回答いたしたいと思っております。

先ほど言われました第3条の行政改革の総合調整に関する事、これは委員ご指摘のとおり、財政改革部の2番のほうへ移っている、そのとおりでございます。

そのほか、選挙に関する事、そして選挙に関する事は今まで総務のルーチン業務といたしたら何なんですけれども、そこで決まっているということもございましたので、特に上がってない時代もございました。このたび、選挙が目前にせまっておりますし、はっきりとここへうたうことによってこの総務企画部で選挙は担当するんやということをお示ししているところでございます。

それからもう1点、権限移譲でございますけれども、予算書の中にもいろいろご質問い

いただきました。大阪府のほうから権限移譲につきましては、一番最初、102件ということで権限移譲の項目が示されました。町村におきましては、七十何点をこれから実施していかねばならないということで、どこの部門で調整していくかということになりますと、企画部のほうで今までやらせていただきましたけども、今後は総務企画部でやらせていただくということで、新たにこの業務を入れさせていただいたところでございます。

それから3点目、文化センターと青少年センターに関することというご指摘いただいているとおりでございますけれども、町長のほうからもこれは指令がございまして、どこでやるかはっきりと、ということもございました。それで約3カ月ほど検討はしてきたんですけども、もう少し時間がいただきたいと。教育部分ということもございまして、教育のほうも青少年センターに関することについては、自分とこの範囲やということも言われております。2年前に移管したという事情もございまして、もう少し時間をいただきまして検討したいと思っておりますけれども、ただいま調整中ということでございまして、23年度当初は青少年センター、文化センターに関する部分につきましても総務企画部で担当させていただくということでよろしくお願ひいたしたいと、ご理解いただきたいというふうに思います。

中原委員 水道庁舎がより堅牢な建物であるということでありましたが、私がお聞きしたのは、現在の耐震基準を満たしているのかどうか、いるいないで結構かと思うんですけど、確認したいのはその点であります。

中口総務部長 今、補助制度で民間の住宅宅地の耐震診断をはかる対象建造物が56年か57年以前のものか、昭和56年か57年以前のものが以後のものかでそういう基準があろうかと思っております。先ほども申しましたように、耐震度ははかっておりませんが、昭和62年以降の建物でございまして、その辺はある程度の基準をクリアしているのではないかと推察しております。

川端委員長 では、他の委員の皆さん、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論は終わります。

続いて、採決を行います。

議案第22号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手同数)

川端委員長 可否同数であります。よって、岬町議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決します。

委員長は、議員提出議案第22号を、本委員会において、可決とします。

よって、議案第22号は、本委員会において可決されました。

議案第23号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、事理者の説明を省略したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第23号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって議案第23号は本委員会において可決されました。

議案第24号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 質疑終わりたいと思います。

討論行います。討論ございませんか。反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 次、賛成討論。

中原委員 本件につきましては、労働組合との合意もあったと、得られたということをお聞きしておりますので、賛同したいと思います。

川端委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないですか。討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第24号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する件」について、原案の取り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第24号は、本委員会において可決されました。

議案第29号「岬町財産区管理条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは委員の皆さん、質疑ございませんか。

中原委員 本件を提出するに至ったいきさつを確認したいと思います。

中田総務部総務課長 本会議場でも説明がございましたとおり、一部重複するところはございますがよろしく願いいたします。

まず、財産区には旧財産区と新財産区がございます。まず、旧財産区とは明治22年の市制町制施行により谷川村、東畑村、西畑村及び小島村が合併し多奈川町になった際、旧谷川村の財産をもって設置されたものでございます。

また、新財産区とは、昭和30年の市制町村制施行後の廃置分合または境界変更により、淡輪村、深日町、孝子村及び多奈川町を合併し、その区域をもって岬町になった際、旧淡輪村、旧深日町、旧多奈川町のおおの区域をもって設置されたものでございます。

本谷川地区財産区は旧財産区でございまして、施行が昭和55年8月1日、本年で31年を経過するものでございます。本財産区の設置の背景には、昭和55年、第5回岬町議

会臨時会の会議録では、本来、旧谷川村の資産であるため池、堤等は古文書によりますとすべて谷川村の共有地であり個人の共有地ではないものと示されておりますが、当時の谷川村の資産は村の戸主や副戸主等々である個人の共有地として登記されておりました。そのため、個人から谷川地区財産区に所有権移転に係る承諾書を取りつける必要がございまして、大方の方は承諾し押印をいただいているところでございますが、一部の所有者にはその持ち分の転売の兆しが見られたため、登記名義人の変更をすべく、本谷川地区財産区を設置し、やむなく土地所有権移転登記手続請求事件を提訴したものでございます。

その後、平成元年11月28日に全面勝訴し、当時の谷川村の全資産を所有権移転登記手続を行ったものでございます。その後の所有地の管理は谷川地区財産区が行っておりますが、何分管理経費が乏しく改修時にはその都度、多奈川地区財産区からの拠出により実施してまいりましたが、本来の谷川地区財産区が管理する機能が果たされていない状況が続いており、また谷川財産区の当初の目的でございました土地所有権移転登記手続は完了し達成している中、谷川村が合併し多奈川町となり、その後多奈川町が合併し岬町となった経緯を踏まえ、全資産を岬町に寄附することにより本谷川地区財産区を廃止するものでございます。

中原委員 経緯については今お示しいただいたことでよくわかりました。合意も得られていると本会議場でお聞きしたところでありますので、これでお聞きすることは無いと思います。

川端委員長 ほかの委員の皆さん。

辻下（正）委員 私はこの谷川地区財産区に賛成するものでございますが、一つ要望として、このため池以外に朝日自治区の上に池があるんですが、この池が今、どこの池なのかははっきりしてないんです。というのも、この池の堤が危ないということをよく聞いているので、何とかこの池を調べて、どこの方の池であるのか。これ前にも担当課にちょっと話してると思うんで、その点だけよろしく願いいたします。要望でございます。

川端委員長 要望。もう、よろしいですか。要望ということにしておいていいんですね。

では、他の委員の皆さん、何か質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第29号「岬町財産区管理条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。

よって、議案第29号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案10件については、すべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。

(午後2時40分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年3月10日

岬町議会

委員長 川 端 啓 子